

## 参考資料（２）

### 第２次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

1	第２次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の概要・・・・・・・・・・	1
2	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標達成状況 及び対策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	イノシシ小委員会の開催結果（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・	37
5	第２次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る 意見及び県の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41

平成２９年３月１０日

千葉県環境審議会鳥獣部会

## 第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の概要

### 1 計画策定の背景及び目的

本県におけるイノシシによる農作物被害は、野生鳥獣による全被害金額の半分を占めており、また、生息域の拡大に伴って市街地出没等の新たな問題が発生するなど、イノシシによる被害は深刻な状況である。

このため、イノシシによる農作物被害の軽減及び生活環境被害の防止を目的に、「第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」を策定する。

### 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

### 3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

### 4 管理が行われるべき区域

県内全域

### 5 管理の目標

#### （1）管理の目標

自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図りつつ、以下を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 生活環境被害の抑制
- ③ 生息域の拡大防止

数値目標としては、集落アンケート調査でイノシシによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。

#### （2）目標を達成させるための基本的考え方

##### ① 総合的な対策の推進

捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置により物理的にイノシシの侵入を遮断するとともに、農地に出現しにくい環境づくりを実施することが効果的であることから、被害管理や生息環境管理、個体数管理等の総合的な対策を推進する。

##### ② 区域の設定

イノシシの生息状況や農作物被害の状況は地域によって異なることから、各市町村をイノシシの捕獲状況や被害状況、最新の出没状況に応じて、「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「注意地域」の4つに区分する。

## 6 目標達成のための方策

### (1) 被害管理

地域単位での防護柵の設置を推進するとともに、状況に応じた適切な柵を選定し、なるべく柵が途中で途切れないようにする等、効果的な設置に努める。

また、設置した防護柵を集落等の地域の力で維持管理するよう促進するとともに、県は市町村等とともに、維持管理が適切に図られるよう指導・助言を行う。

### (2) 生息環境管理

農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。このため、生息環境管理の積極的な実施を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止するとともに、人との軋轢を抑制する。

### (3) 個体数管理（捕獲の取組）

地域の状況に応じて個体数管理の役割を位置づけ、適切な方法を選択するとともに、地域の実情に応じた捕獲体制の整備を進める。

#### ① 地域区分ごとの方針

「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域及び注意地域」ごとの捕獲方針に従い、捕獲を推進する。

#### ② 個体数管理の方法

##### ア 許可捕獲

市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。市町村は 活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な実施に努める。県は市町村の捕獲への取組に対し、補助金等により積極的に支援をする。

##### イ 狩猟

狩猟は野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるが、全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。

##### ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

既存の市町村による有害捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。

### (4) 普及啓発及び人材育成の強化

総合的な対策を効果的に実施する上では、正しい情報に基づき被害の低減に有効な対策を確実に実施することが重要である。また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることで効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。

## ① 普及啓発

- 事前対策及び初期対応の徹底
- 普及啓発教材の作成及び活用
- 放獣や飼育イノシシの脱走防止

## ② 人材育成

- 地域ぐるみの対策の推進
- 捕獲の担い手確保
- 関係職員の専門性の向上

## 7 その他、管理のために必要な事項

### (1) 捕獲されたイノシシの食肉利用

衛生的で安全なイノシシ肉の流通促進等をとおし、捕獲されたイノシシを地域資源として有効活用を図る。

### (2) 捕獲個体の処理

捕獲数の増加に伴い捕獲個体の処理に係る負担が課題となっていることから、処理に係る課題を地域と共有し、課題解決のための方策について検討する。

### (3) 市街地出沒への対応体制の整備

イノシシの市街地出沒に対応するため、県は出沒時の対応を整理したマニュアルを策定するとともに、マニュアルに基づき、市町村や関係機関は対応体制を整備する。

### (4) モニタリング等の調査研究

イノシシを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたるモニタリング調査が必要であるため、捕獲状況及び捕獲個体並びに被害状況について継続的に調査し、その動向を把握するとともに、随時、管理方法を見直す。

### (5) 情報公開

計画内容や収集した情報の分析結果等、イノシシ管理に係る情報公開を積極的に行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。

## 8 実施体制

### (1) 施策の推進体制

千葉県野生鳥獣対策本部において、各主体が一体となってイノシシ対策を総合的に推進していく。また、各主体が適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る。

### (2) 施策の検証体制

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会において、計画に基づき

実施された施策の効果を評価・検証する。

## 千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>第2次</u>千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p>計画期間 平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から平成<u>34</u>年3月31日</p> <p>平成<u>29</u>年__月</p> <p>千葉県</p> <p>目 次</p> <p>1 計画策定の<u>背景及び目的</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 <u>管理が行われるべき区域</u></p> <p>5 <u>管理の目標</u></p> <p>(1) 現状 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 課題の整理 ①～④ (略)</p>	<p>千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p>計画期間 平成<u>27</u>年<u>5</u>月<u>29</u>日から平成<u>29</u>年3月31日</p> <p>平成<u>27</u>年<u>5</u>月</p> <p>千葉県</p> <p>目 次</p> <p>1 計画策定の<u>目的及び背景</u></p> <p>(1) <u>これまでの取組</u>・</p> <p><u>(2) 法律の改正</u></p> <p><u>(3) 計画策定の目的</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理が行われるべき区域</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理の目標</p> <p>(1) 現状 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 課題の整理 ①～④ (略)</p>	<p>期間の修正</p> <p>策定日の修正</p> <p>項目変更 項目変更 (削除)</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目変更</p> <p>項目変更</p>

<p>(3) <u>第1次イノシシ管理計画の目標達成状況</u></p> <p><u>(4) 管理の目標</u></p> <p><u>(5) 目標を達成するための基本的考え方</u></p> <p>① <u>総合的な対策の推進</u></p> <p>② <u>区域の設定</u></p> <p>6 <u>目標達成のための方策</u></p> <p>(1) 被害防除</p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>② 維持管理</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>(3) <u>個体数管理</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p>② 個体数管理の方法</p> <p>ア 許可捕獲</p> <p>イ 狩猟による捕獲</p> <p><u>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業</u></p>	<p><u>(3) 管理の目標</u></p> <p><u>(4) 目標を達成するための基本的考え方</u></p> <p>① <u>区域の設定</u></p> <p>② <u>被害軽減目標</u></p> <p>6 <u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u></p> <p>(1) 被害防除</p> <p>① 広域的な防護柵の設置</p> <p>② 維持管理</p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>(3) <u>捕獲の取組</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p>② 捕獲方法別</p> <p>ア 許可捕獲</p> <p>イ 狩猟による捕獲</p> <p>(4) <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u></p> <p>① <u>事業を実施する必要性</u></p> <p>② <u>実施期間</u></p> <p>③ <u>実施区域</u></p> <p>④ <u>事業の目標</u></p> <p>⑤ <u>事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価</u></p> <p>⑥ <u>事業の実施者</u></p>	<p>新規項目</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正 新規項目 項目番号の修正 (削除)</p> <p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>個体数管理②の方法へ移動</p>
--	--	---

<p>(4) <u>普及啓発及び人材育成</u></p> <p>① <u>普及啓発</u></p> <p>ア <u>事前対策及び人材育成</u></p> <p>イ <u>普及啓発教材の作成及び活用</u></p> <p>ウ <u>放獣や飼育イノシシの脱走防止</u></p> <p>② <u>人材育成</u></p> <p>ア <u>地域ぐるみの対策の推進</u></p> <p>イ <u>捕獲の担い手確保</u></p> <p>ウ <u>関係職員の専門性の向上</u></p> <p>7 その他、<u>管理のために必要な事項</u></p> <p><u>(1)</u> 捕獲されたイノシシの食肉利用</p> <p><u>(2)</u> 捕獲個体の処理</p> <p><u>(3)</u> 市街地出没への対応体制の整備</p> <p><u>(4)</u> モニタリング等の調査研究</p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p><u>(5)</u> 情報公開</p>	<p>7 その他<u>第二種特定鳥獣</u>の管理のために必要な事項</p> <p><u>(1)</u> <u>対策の普及</u></p> <p><u>(2)</u> <u>捕獲の担い手確保</u></p> <p><u>(3)</u> 捕獲されたイノシシの食肉利用</p> <p><u>(4)</u> 捕獲個体の処理</p> <p><u>(5)</u> モニタリング等の調査研究</p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p>(6) その他</p> <p>① 情報公開</p> <p>② <u>フィードバックシステムの確立</u></p>	<p>新規項目</p> <p>項目変更</p> <p>前の項目に移動</p> <p>前の項目に移動</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p> <p>(削除)</p> <p>項目番号の修正</p> <p>(削除)</p>
--	--	---

8 実施体制

(1) 施策の推進体制

(2) 施策の検証体制

8 実施体制

(1) 施策の推進体制

(2) 施策の検証体制

<p>1 計画策定の<u>背景及び</u>目的</p> <p>イノシシは県内において縄文時代から生息が確認されており 1)、江戸時代には北総地域において将軍家の「鹿狩」の中でイノシシが多数捕獲された記録が残されている 2)。また、明治時代には、当時の東京帝国大学農科大学（現東京大学大学院農学生命科学研究科）附属千葉演習林において、イノシシの狩猟が行われている 3)。イノシシは古くから県内に生息し、狩猟を通して人とのつながりが深く、また、生態系を構成する一要素として生物多様性の維持といった役割を担っていた。</p> <p>このように、イノシシは千葉県在来の種であるものの、昭和48年から昭和60年の間は捕獲されておらず、その間、絶滅した可能性が高いとされているが 4)、その確証までは得られていない。また、現在生息する個体に在来個体群の遺伝子が一部残存している可能性は現時点では否定できず 5)、その後の調査においても、わずかに生存していた個体が近年個体数を回復させた可能性は否定できないとされている 6)。</p> <p>一方で、県内のイノシシによる特用林産物（※1）を含む農作物（以下、「農作物」とする。）被害は、被害金額が高止まりとなっているほか、都市近郊の住宅地まで生息域が拡大するなど依然として深刻な状況にあり、<u>イノシシが市街地に出没するといった新たな問題も発生している。</u></p> <p>そのような中、増大する<u>イノシシ被害</u>に対処するため、千葉県野生鳥獣対策本部（※2）において、平成25年1月に「千葉県イノシシ対策計画」を策定した。<u>また、平成27年5月には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という）の施行に伴い、「千葉県イノシシ対策計画」の内容を盛り込む形で「千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」（以下、第1次イノシシ管理計画）を策定し、被害防除・生息環境管理・捕獲等による総合的な対策を実施してきた。</u></p> <p><u>本計画は、農作物被害の軽減及び生活環境被害の防止を図ることを目的に、第1次イノシシ管理計画を改定し、「第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」として策定するものである。</u></p>	<p>1 計画策定の<u>目的及び背景</u></p> <p>(1) <u>これまでの取組</u></p> <p>イノシシは県内において縄文時代から生息が確認されており 1)、江戸時代には北総地域において将軍家の「鹿狩」の中でイノシシが多数捕獲された記録が残されている 2)。また、明治時代には、当時の東京帝国大学農科大学（現東京大学大学院農学生命科学研究科）附属千葉演習林において、イノシシの狩猟が行われている 3)。イノシシは古くから県内に生息し、狩猟を通して人とのつながりが深く、また、生態系を構成する一要素として生物多様性の維持といった役割を担っていた。</p> <p>このように、イノシシは千葉県在来の種であるものの、昭和48年から昭和60年の間は捕獲されておらず、その間、絶滅した可能性が高いとされているが 4)、その確証までは得られていない。また、現在生息する個体に在来個体群の遺伝子が一部残存している可能性は現時点において否定はできず 5)、その後の調査においても、わずかに生存していた個体が近年個体数を回復させた可能性は否定できないとされている 6)。</p> <p>一方で、県内のイノシシによる特用林産物（※1）を含む農作物（以下、「農作物」とする。）被害は、被害金額が高止まりとなっているほか、都市近郊の住宅地まで生息域が拡大するなど依然として深刻な状況にある。</p> <p>そのような中、増大する<u>イノシシの農作物被害</u>に対処するため、千葉県野生鳥獣対策本部（※2）において、平成25年1月に「千葉県イノシシ対策計画」を策定し、<u>これに基づき各関係者（県、市町村、地域）が効率的かつ効果的に被害対策を実施しているところである。</u></p>	<p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>問題点の追加</p> <p>計画策定の経緯の追加</p>
--	---	---



<p>3 計画の期間 平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から平成<u>34</u>年3月31日まで</p> <p>4 <u>管理が行われるべき区域</u> 県内全域</p> <p>5 管理の目標 (1) 現状 ① イノシシの生息状況 イノシシは古くから県内において生息していたが、昭和48年(1973年)から昭和60年(1985年)の間は捕獲された記録がない(図1)。 生息状況は未解明の部分が多いことから、近年の捕獲状況(図2)から推測すると、平成12年度は勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町(現鴨川市)、鋸南町、君津市の6市町村で生息していたが、その後県南部を中心に拡大し、平成19年度頃から印旛村(現印西市)、平成22年度頃から東金市で確認されはじめ、現在では、生息域は県北部においても拡大している。</p> <p>図1 イノシシ捕獲数の推移</p> <p>図2 イノシシの<u>市町村別有害鳥獣捕獲数</u></p> <p>② 農作物の被害状況 イノシシによる農作物被害金額は、平成12年度頃から増加傾向にあり、平成27年度には<u>約2億1,000万円</u>で過去最高額を記録した。有害鳥獣による被害総額のおよそ半分をイノシシが占めており、依然として被害は深刻な状況にある(図3)。また、主な被害作物は、稲や野菜となっている(表1)。 農作物被害面積は、平成19年度の429.7haをピークに、その後は300ha前後で推移している。平成27年度は、<u>293.4ha</u>と依然と</p>	<p>3 計画の期間 平成<u>27</u>年<u>5</u>月<u>29</u>日から平成<u>29</u>年3月31日まで</p> <p>4 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理が行われるべき区域 県内全域</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣</u>の管理の目標 (1) 現状 ① イノシシの生息状況 イノシシは古くから県内において生息していたが、昭和48年(1973年)から昭和60年(1985年)の間は捕獲された記録がない(図1)。 生息状況は未解明の部分が多いことから、近年の捕獲状況(図2-1、図2-2)から推測すると、平成12年度は勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町(現鴨川市)、鋸南町、君津市の6市町村で生息していたが、その後県南部を中心に拡大し、平成19年度頃から印旛村(現印西市)、平成22年度頃から東金市で確認されはじめ、現在では、生息域は県北部においても拡大している。</p> <p>図1 イノシシ捕獲数の推移</p> <p>図2-1 イノシシの<u>捕獲位置図(平成12~20年度)</u></p> <p>図2-2 <u>イノシシの捕獲位置図(平成21~25年度)</u></p> <p>② 農作物の被害状況 イノシシによる農作物被害金額は、平成12年度頃から増加傾向で推移し、平成23年度には<u>2億100万円</u>で過去最高額を記録した。<u>その後は若干の減少傾向となっているものの</u>、有害鳥獣による被害総額のおよそ半分を占めており、依然として被害は深刻な状況にある(図3)。主な被害作物は、稲や野菜となっている(表1)。 農作物被害面積は、平成19年度の429.7haがピークとなっており、</p>	<p>期間の変更</p> <p>項目変更</p> <p>項目変更</p> <p>図番号の変更</p> <p>図番号とタイトルの変更 (削除)</p> <p>時点修正</p>
--	---	--

<p>して深刻な状況が続いている。</p> <p>平成27年度の市町村別の農作物被害金額は、<u>市原市が3,200万円</u>と最も多く、<u>次いで</u>、南房総市、<u>いすみ市、鋸南町、君津市</u>の順となっている（表2）。</p> <p>図3 イノシシによる農作物被害の推移</p> <p>表1 イノシシによる農作物別被害状況</p> <p>表2 イノシシによる市町村別の農作物被害金額の推移</p> <p>③ 防護柵の設置状況</p> <p>被害の<u>大きい市原市</u>、南房総市、<u>君津市</u>等、県南部地域を中心に防護柵の積極的な設置が進んでおり、県全体としては平成27年度末時点で<u>2,469 km</u>となっている（表3）。</p> <p><u>市町村別の捕獲数（図2）や市町村別の農作物被害金額（表2）の推移と併せて考えると、以前より恒常的に被害が発生している市町村では、防護柵の設置延長、捕獲数ともに増加しているものの、被害金額が高止まり傾向にある市町村や、被害が増加傾向の市町村がある。その一方で、被害が低減している市町村もある。また、分布拡大が進行している市町村においては、防護柵の設置延長、捕獲数が増加しているものの、被害が増加し続けている傾向にある。</u></p> <p>表3 市町村別防護柵設置状況</p> <p>④ 捕獲状況</p> <p>イノシシの捕獲数は年々増加しており、平成27年度は<u>22,574頭</u>と過去最高を記録した（図4、表4）。</p> <p>捕獲方法は、狩猟（法39条及び法55条）と許可捕獲（法9条）に区分される。捕獲方法別にみると、<u>平成27年度における許可捕獲に基づく有害</u></p>	<p>その後は300ha前後で推移し、平成25年度は、<u>227.5ha</u>と依然として深刻な状況が続いている。</p> <p>平成25年度の市町村別の農作物被害金額は、<u>いすみ市で3千万円</u>と最も多くなっており、<u>以下</u>、南房総市、<u>市原市、鋸南町、鴨川市</u>の順となっている（表2）。</p> <p>図3 イノシシによる農作物被害の推移</p> <p>表1 イノシシによる農作物別被害状況</p> <p>表2 イノシシによる農作物被害金額の市町村別推移</p> <p>③ 防護柵の設置状況</p> <p>被害の<u>甚だしいいすみ市</u>、南房総市、<u>市原市、鋸南町、鴨川市</u>等、県南部地域を中心に防護柵の積極的な設置が進んでおり、県全体としては平成25年度末時点で<u>2,082km</u>となっている（表3）。</p> <p>表3 市町村別防護柵設置状況</p> <p>④ 捕獲状況</p> <p>イノシシの捕獲数は年々増加し、平成24年度は<u>15,253頭</u>と過去最高を記録した。<u>平成25年度は11,977頭と減少したが、依然として多くのイノシシが捕獲されている</u>（図4、表4）。</p> <p><u>イノシシの捕獲方法については</u>、狩猟（法39条及び法55条）によるも</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>考察の追加</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
--	--	--

<p><u>捕獲(※3)が20,632頭、狩猟による捕獲は1,930頭と、有害捕獲が全体の91%を占めている。</u></p> <p>平成27年度における市町村別の有害捕獲数は、<u>市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、君津市、富津市</u>で1,000頭以上捕獲されており、南部地域を中心に捕獲が進んでいる。</p> <p>捕獲手法別の捕獲数については、<u>野生獣管理事業</u>(市町村に対する捕獲の補助制度)の実績では、箱わなによる捕獲が全体の75%を占め、くくりわなを合わせたわなによる捕獲が<u>96%</u>となっており、わなによる捕獲が大部分を占めている(図5)。</p> <p>※3 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を「有害捕獲」とする。</p> <p>図4 イノシシの捕獲数の推移 <u>※平成27年度は指定管理鳥獣捕獲等事業により12頭捕獲しているが、上記には含めていない。</u></p> <p>表4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>図5 捕獲手法別の捕獲数(平成27年度)</p> <p>⑤ 捕獲者(狩猟免許所持者)の状況</p> <p>狩猟免許所持者は、昭和53年度の20,653人をピークに減少傾向にあり、平成27年度にはピーク時の3分の1以下に減少している。これは、第1種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためである。平成4年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立つようになり、平成27年度におけるわな猟免許所持者数は昭和53年度の<u>7.9</u>倍にあたる<u>2,120</u>人となっている(図6)。</p>	<p>のと許可捕獲(法9条)によるものに区分される。捕獲方法別にみると、<u>許可捕獲に基づく有害捕獲(※3)が年間10,000~15,000頭(約88%)を占めており、狩猟による捕獲は年間1,000頭前後(約12%)となっている。</u></p> <p>市町村別の平成25年度における有害捕獲数は、南房総市、富津市、鴨川市、君津市で1,000頭以上捕獲されており、南部地域を中心に捕獲が進んでいる。</p> <p>捕獲手法別の捕獲数については、イノシシ管理事業(市町村に対する捕獲の補助制度)の実績では、箱わなによる捕獲が捕獲全体の75%を占め、くくりわなを合わせたわなによる捕獲が<u>95%</u>となっており、わなによる捕獲が大部分を占めている(図5)。</p> <p>※3 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を「有害捕獲」とする。</p> <p>図4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>表4 イノシシの捕獲数の推移</p> <p>図5 捕獲手法別捕獲数(平成25年度)</p> <p>⑤ 捕獲者(狩猟免許所持者)の状況</p> <p>狩猟免許所持者は、昭和53年度の20,653人をピークに減少傾向にあり、平成25年度にはピーク時の3分の1以下に減少している。これは、第1種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためである。平成4年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立つようになり、平成25年度におけるわな猟免許所持者数は昭和53年度の<u>6.6</u>倍にあたる<u>1,771</u>人となっている(図6)。</p>	<p>文言修正</p> <p>時点修正</p> <p>注釈の追加</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
--	--	--

<p>狩猟免許所持者の年齢構成は、<u>18～29歳</u>は1%前後、30歳代は5%前後で推移している。また、40歳代では平成10年度には、23.2%であったが、近年は<u>9%</u>前後で推移するまでに減少している。50歳代では平成10年度は37.4%であったが徐々に減少し、平成<u>27年度</u>には<u>14.3%</u>となっている。60歳以上については、平成10年度の33.2%から平成<u>27年度</u>は<u>66.6%</u>と増加している（図7）。</p> <p>一方、新規狩猟免許取得者をみると、<u>平成27年度には477名と急増</u>しており、そのうち<u>18～29歳が47名</u>、30歳代が<u>88名</u>と若年層の新規参入が図られている（<u>図8</u>）。また、<u>平成27年度の新規狩猟免許取得者のうち、およそ7割</u>がわな猟免許の取得者となっている。</p> <p>図6 狩猟免許所持者数の推移</p> <p>図7 狩猟免許所持者の年齢構成</p> <p>図8 新規狩猟免許取得者数と年齢構成</p>	<p>狩猟免許所持者の年齢構成は、<u>20歳代</u>は1%前後、30歳代は5%前後で推移している。また、40歳代では平成10年度には、23.2%であったが、近年は<u>8%</u>前後で推移するまでに減少している。50歳代では平成10年度は37.4%であったが徐々に減少し、平成<u>25年度</u>には<u>15.5%</u>となっている。60歳以上については、平成10年度の33.2%から平成<u>25年度</u>は<u>69.3%</u>と増加している（図7）。</p> <p>一方、新規狩猟免許取得者をみると、<u>年間平均250名程度で推移</u>しており、そのうち<u>20歳代では20名程度</u>、30歳代で<u>80名程度</u>と若年層の新規参入が図られている。また、新規狩猟免許取得者のうち、<u>60%前後</u>がわな猟免許の取得者となっている（<u>図8</u>）。</p> <p>図6 狩猟免許所持者数の推移</p> <p>図7 狩猟免許所持者の年齢構成</p> <p>図8 新規狩猟免許取得者数と年齢構成</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>
<p>(2) 課題の整理</p> <p>① 被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置延長、捕獲数<u>ともに増加している</u>にも関わらず、被害金額が高止まり傾向にある市町村が見受けられるが、<u>防護柵を導入しても、適切な維持管理が行われず、十分に機能していない場合があることが理由の一つと考えられる。このため、引き続き地域ぐるみの取組を推進し、地域が一体となり維持管理や防護柵の設置を進める必要がある。</u></li> </ul> <p>② 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシが農地へ出現しにくい生息環境を整備することが重要<u>であるが、そのための対策が十分には実施されていない</u>ことから、森林の整備や耕作放棄地の解消など、生息環境管理を<u>推進す</u>必要がある。</li> </ul>	<p>(2) 課題の整理</p> <p>① 被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵の設置延長が<u>長く、捕獲数も多い</u>にも関わらず、被害金額が高止まり傾向にある市町村が見受けられる。<u>これまでの防護柵の導入は、個々の対応による電気柵の設置が多いため適切な維持管理が行われず、十分に機能していない事例も見受けられる。このことから、今後は地域ぐるみの取組を推進し、十分な維持管理や効果的な防護柵の設置を進める必要がある。</u></li> </ul> <p>② 生息環境管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシが農地へ出現しにくい生息環境を整備することが重要<u>な</u>ことから、森林の整備や耕作放棄地の解消など、生息環境管理を<u>進め</u>る必要がある。</li> </ul>	<p>項目変更 文言修正</p> <p>文言修正</p>

<p>③ 捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>農作物被害を低減するためには、加害個体の捕獲や箱わなで成獣を捕獲することが有効であるが、そのことが十分に認識されていない。被害を低減するための効果的な捕獲方法について、普及する必要がある。</u></li> <li>・ <u>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合が1割に満たず、他県と比較して非常に少ないことから、狩猟による捕獲数を増やすための取組を実施する必要がある。</u></li> <li>・ <u>捕獲数の増加に伴い、捕獲個体の処理が負担となっていることから、処理方法について検討する必要がある。</u></li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息域の拡大が危惧される地域が県北部を中心に拡大しており、同地域における捕獲体制の整備や生息情報の収集を進める必要がある。</li> <li>・ 狩猟免許所持者は、20歳代から30歳代での新規参入が増加傾向にあるものの、高齢化が進むとともに狩猟免許所持者が減少していることから、狩猟免許の取得を促進し担い手を確保する必要がある。</li> <li>・ <u>イノシシの市街地出没が発生していることから、市街地出没を抑制するとともに、出没時の対応体制を整備する必要がある。</u></li> <li>・ <u>イノシシ管理の指標となる科学的データが不足していることから、生息状況や被害状況を継続的にモニタリングするとともに、調査研究を推進する必要がある。</u></li> </ul> <p><u>(3) 第1次イノシシ管理計画の目標達成状況</u></p> <p><u>【目標①】 被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑える</u>  <u>平成27年度の被害金額はおよそ2億1,000万円、被害面積はおよそ293haと、高止まりの状況が続いていることから、目標は達成できなかった。</u></p> <p><u>【目標②】 生息域拡大の防止を図る</u>  <u>平成23年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は22市町、有</u></p>	<p>③ 捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>イノシシは市町村境を超えて移動することから、広域的な捕獲体制を構築する必要がある。</u></li> <li>・ <u>狩猟による捕獲が1,000頭前後で推移しており、他県と比較して非常に少ないことから、狩猟による捕獲数を増やすための取組が必要である。</u></li> </ul> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息域の拡大が危惧される地域が県北部を中心に拡大しており、同地域における捕獲体制の整備や生息情報の収集を進める必要がある。</li> <li>・ 狩猟免許所持者の<u>年齢構成</u>は、20歳代から30歳代での新規参入が増加傾向にあるものの、高齢化が進むとともに狩猟免許所持者が減少していることから、狩猟免許の取得を促進し担い手を確保する必要がある。</li> <li>・ <u>イノシシの調査が継続的に行われておらず、管理の指標となる科学的データが不足していることから、モニタリングによる調査研究を推進する必要がある。</u></li> </ul>	<p>(削除)</p> <p>課題の追加</p> <p>時点修正</p> <p>課題の追加</p> <p>課題の追加</p> <p>文言修正</p> <p>目標達成状況の追加</p>
---	--	---

害捕獲の実績がある市町は21市町であったのに対し、平成27年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は27市町、捕獲実績のある市町は26市町と増加していることから、目標は達成できなかった。

**【数値目標】 農作物の被害金額及び被害面積の軽減**

地域区分ごとに目標値を定めたが、いずれの地域でも目標を達成できていない(表5)。中でも、「前線地域」の被害が急増しているが、これは、数値目標を設定した平成24年(イノシシ対策計画の策定時)時点では「前線地域」であったものの、分布の拡大や個体数の増加に伴い、それらの地域が「拡大防止地域」や「被害対策地域」に移行したものと考えられる。つまり、近年になり被害が拡大した地域では、対策が追いついていない状況を示唆しているものと推察される。

このため、特に近年に被害が急増している地域で、対策を強化する必要がある。

表5 被害軽減目標の達成状況

※平成28年度の被害金額及び被害面積を目標値としているが、現状値は平成27年度の数値を用いている。

(4) 管理の目標

自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図りつつ、以下を管理の目標とする。

- ①農作物被害の抑制
- ②生活環境被害の抑制
- ③生息域の拡大防止

**【数値目標】**

農家組合長等を対象とした集落アンケート調査で、イノシシによる農業被

(3) 管理の目標

自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体群管理を図り、被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑えるとともに、生息域拡大の防止を図るものとするが、数値目標としては、被害金額及び被害面積の軽減とする。

項目番号の修正

文言修正

管理目標の修正

数値目標の変更

害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を15%以下とする。

※54市町村のうち45市町村で、平成27年度から平成28年度にかけてアンケート調査を実施。平成27年度のアンケートは、国立環境研究所及び東京大学が中南部地域を中心に実施し、平成26年度の被害状況を収集した（未発表）。平成28年度のアンケートは、県が北部地域を中心に実施し、平成27年度の被害状況を収集した。

図9 平成27～28年度に実施したアンケート調査の結果

(5) 目標を達成するための基本的考え方

① 総合的な対策の推進

イノシシによる農作物被害を減少させるには、捕獲による個体数管理が有効であるものの、捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置により物理的にイノシシの侵入を遮断するとともに、農地に出現しにくい環境づくりを実施することが効果的である。

※ イノシシは1歳から毎年繁殖でき、また一度に4～5頭出産するなど、繁殖力が高い。その一方で、生後3年程度の生存率が里山の豊凶の影響も受けて、40%から60%と大きく変動する。その結果、一年という短い期間でも、生息数の増減が著しく、長期的にも動向予測が難しいことから、生息数を管理目標とすることは困難である。

また、農作物被害の調査は、農林水産省により全国的に統一された調査項目が設定されているが、耕作を断念した場合には被害金額に反映されないことや被害を受けても報告しない農業者がいるなど、被害実態が調査結果に的確に反映されていないという課題もある。

このため、今後こうした課題等を整理し、次期計画における新たな管理目標の採用に向けた検討を行うこととするが、本計画の数値目標としては被害金額及び被害面積とする。

(4) 目標を達成するための基本的考え方

(削除)

項目番号の修正

新規項目

このため、被害防除、生息環境管理、個体数管理等の総合的な対策を推進する。

② 区域の設定

イノシシの生息状況や農作物被害の状況は地域によって異なることから、地域の実情に応じ適切な対策を講じる必要がある。このため、各市町村をイノシシの捕獲状況や被害状況、最新の出没状況に応じて、表6の地域区分に基づき「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「注意地域」の4つに区分した(図10)。

なお、市町村が対策を実施する際には、市町村ごとに同様の地域区分を実施し、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな対策を推進する必要がある。

表6 地域区分の定義と対策の方向性

図10 地域区分図

※各市区町村の一部のみで生息が確認されている場合でも、当該市区町村の全域に着色している。

※生息が確認されていない市区町村でも、近隣で生息が確認されている場合は、予防的な観点から前線地域としている。

① 区域の設定

農作物被害の状況は地域によってさまざまであることから、地域の実情に応じた、きめ細かな対策を講じる必要がある。このため、地域別に詳細な状況を把握し、市町村内を被害状況に応じて、地域区分の定義(表5)に基づき「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」「未生息地域」に区分した上で、それぞれ目標を設定することとし、効率的かつ効果的に対策を進めていく。

なお、地域区分の設定については、平成22年度に実施した農家アンケート調査結果や最新情報の聞き取り等の情報をもとに、各市町村において、大字等を基本的な単位として現状を勘案しながら作成し地域区分図として取りまとめた(図9)。

表5 地域区分の定義

※千葉県イノシシ対策計画の策定時には、計画外区域市町村を習志野市、市川市、浦安市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市としていたが、本計画においては「未生息地域」として扱うこととする。

※地図表記を字単位で行ったため、市町村が作成したものと一部異なる部分がある。

図9 地域区分図

項目番号の修正  
文言修正  
地域区分単位の変更

表番号及びタイトルの変更  
(削除)

表番号の変更

注釈の追加

(削除)

<p>6 <u>目標達成のための方策</u></p> <p>(1) 被害防除          防護柵による被害防除は、被害の減少だけでなく、高カロリーなエサの供給を絶つことによる個体数の増加抑制にも繋がる重要な取組である。          このため、被害が発生している地域を詳細に把握するとともに、地域の状況に応じた計画的な防護柵の設置及び適切な維持管理を行う。</p>	<p><u>図9-1 地域区分図（県北部拡大図）</u></p> <p><u>図9-2 地域区分図（県中央部拡大図）</u></p> <p><u>図9-3 地域区分図（県南部拡大図）</u></p> <p><u>② 被害軽減目標</u>  <u>目標年度である平成28年度における県内の地域区分別の被害軽減目標は、表6のとおりとする。</u>  <u>被害軽減目標については、市町村が策定している被害防止計画との整合性を保つよう配慮して設定した。</u></p> <p><u>表6 地域区分別の被害軽減目標</u></p> <p>6 <u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u>  <u>イノシシによる被害を減少させるには、捕獲による個体群の調整が有効であるものの、捕獲のみでは被害を軽減することは困難であり、防護柵の設置や農地に出現しにくい生息環境の管理などを総合的に実施することが効果的である。</u>  <u>本計画では、単なる個体群を管理する捕獲計画のみならず、農作物被害の軽減のために、被害防除や生息環境管理、農地の維持や耕作放棄地の解消等に関する施策を、集落ごとに適した手法を組み合わせることで実施することとしている。</u></p> <p>(1) 被害防除          防護柵による被害防除は、被害の減少だけでなく、高カロリーなエサの供給を絶つことによる個体数の増加抑制にも繋がる重要な取組である。          このため、被害が発生している地域を詳細に把握するとともに、地域の状況に応じた計画的な防護柵の設置及び適切な維持管理を行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5(4) 管理の目標に移動・項目変更</p> <p>(削除)</p> <p>項目変更          (5) ①総合的な対策に移動</p> <p>項目変更</p> <p>文言修正</p>
---	---	---

<p>① 防護柵の設置</p> <p>防護柵の整備を各戸単位で行った場合であっても、周辺にイノシシを誘引するような耕作放棄地や被害対策を行っていない農地等があれば、十分な効果を発揮することは困難であることから、地域単位での防護柵の設置を推進する。</p> <p><u>また、状況に応じた適切な柵を選定するとともに、なるべく柵が途中で途切れないようにする等、効果的な設置に努める。</u></p> <p>② 維持管理</p> <p>防護柵による被害防除は、その効果を持続させるため継続的に維持管理することが重要である。設置した防護柵は農地や地域を守る施設であることから、<u>集落等の地域の力で維持管理するよう促進する。</u></p> <p><u>また、県は市町村等とともに、維持管理が適切に図られるよう指導・助言を行う。</u></p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、農村集落において、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、耕作放棄地の解消、森林整備事業による除間伐の実施及び竹林の拡大防止並びに藪の刈り払いなどによりイノシシの隠れ場を無くすなど、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。</p> <p><u>このため、地域住民等に対し生息環境管理の積極的な実施を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止するとともに、人との軋轢を抑制する。</u></p> <p>また、過疎化や高齢化が進行した農村の現状を鑑み、都市住民との協働による生息環境管理を推進するとともに、里山再生に向けて地域住民と都市住民とのつながりをより緊密なものとするなど、県民の参加による取組を推進する。</p> <p>(3) <u>個体数管理（捕獲の取組）</u></p> <p><u>地域によってイノシシの生息状況や被害状況が異なることから、地域の状</u></p>	<p>① <u>広域的な</u>防護柵の設置</p> <p>防護柵の整備を、各戸単位で対策を行った場合であっても、周辺にイノシシを誘引するような耕作放棄地や被害対策を行っていない農地等があれば、効果を発揮することは困難であることから、地域単位の<u>広域的な</u>防護柵の設置を推進する。</p> <p>② 維持管理</p> <p>防護柵による被害防除は、その効果を持続させるため継続的に維持管理することが重要である。<u>そのため、千葉県野生鳥獣対策本部において維持管理手法や維持管理体制に係るマニュアルを作成し、普及を図るとともに、設置した防護柵は農地や地域を守る施設であることから、地域の力で維持管理するよう促進する。</u></p> <p>(2) 生息環境管理</p> <p>農作物被害を軽減するには、防護柵の設置や捕獲だけでなく、農村集落において、収穫しない野菜や果物が<u>餌にならないよう処分したり</u>、耕作放棄地の解消、森林整備事業による除間伐の実施及び竹林の拡大を防止することなどによりイノシシの隠れ場を無くすなど、集落にイノシシを寄せ付けない環境づくりが必要である。</p> <p><u>これまで実施してきた生息環境管理に関する被害防止対策について引き続き積極的な活用を促すことで、イノシシの集落への侵入を防止し、また、人との軋轢を抑制する。</u></p> <p>また、過疎化や高齢化が進行した農村の現状を鑑み、都市住民との協働による生息環境管理を推進するとともに、里山再生に向けて地域住民と都市住民とのつながりをより緊密なものとするなど、県民の参加による取組を推進する。</p> <p>(3) <u>捕獲の取組</u></p>	<p>6（4）に移動</p> <p>文言修正</p> <p>項目変更 文言追加</p>
--	--	---

<p><u>況に応じて個体数管理の役割を位置づけ、適切な方法を選択するとともに、地域の実情に応じた捕獲体制の整備を進める必要がある。</u></p> <p>① 地域区分ごとの方針</p> <p>【被害対策地域】 恒常的に農作物被害が発生している地域であることから、農地周辺での捕獲を重点的に実施することで、加害個体を確実に捕獲するよう努める。また、被害農地に近接した里山に生息するイノシシの密度を減少させることで、被害の低減を図る。</p> <p>【拡大防止地域】 従来イノシシの生息やイノシシによる農作物被害が報告されていなかった地域であることから、特に重点的に捕獲を行うことで、被害の発生及び生息域の拡大を防止する。</p> <p>【前線地域及び注意地域】 侵入の初期段階で迅速に対応することが重要であるため、発見した個体を直ちに捕獲することで、生息域の拡大防止を図る。</p> <p>② 個体数管理の方法 ア 許可捕獲 市町村による有害捕獲は個体数管理の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。 市町村は、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的な捕獲方法により、効果的な時期に実施するように努める。 <u>また、イノシシは市町村境を越えて移動することから、市町村間の連携を</u></p>	<p>① 地域区分ごとの方針 <u>現状で捕獲数に増加がみられるものの、農作物被害の状況から判断しても、これまでと同様の取組ではその個体群の存続に危機がおとずれる可能性は小さいと考えられるため、捕獲を一層強化する必要がある。なお、各地域区分の捕獲の取組は以下のとおりとする。</u></p> <p>被害対策地域 <u>加害する個体の捕獲を重点に、モニタリング等の調査研究による生息状況を勘案したうえで、最大限捕獲することとし、捕獲数の制限は行わない。</u></p> <p>拡大防止地域 従来イノシシの生息やイノシシによる農作物被害が報告されていなかった地域であることから、被害拡大を防止するため、全頭捕獲を目指して最大限捕獲することとし、捕獲数の制限は行わない。</p> <p>前線地域 <u>生息密度や被害の小さいうちに対策を行う必要があるため、生息場所を地域でモニタリングし、発見した個体を直ちに捕獲する。</u></p> <p>② 捕獲方法別 ア 許可捕獲 市町村による有害捕獲は個体数調整の核となる取組であることから、引き続き市町村が主体となって捕獲を実施する。 市町村は、活用可能な事業を積極的に利用し、個体数の管理に結びつく効果的・効率的な捕獲の方法や有効な時期に実施するように努める。 イノシシは市町村境を超えて移動する野生鳥獣であることから、市町村間</p>	<p>(削除)</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>項目変更</p> <p>文言修正</p>
---	--	---

<p>含めた広域的な捕獲が有効であるため、その取組について促進する。</p> <p>県は、このような市町村の捕獲への取組に<b>対し</b>補助金等により積極的に支援をするとともに、地域の実情を踏まえた被害対策を実施するため、捕獲許可権限の移譲についても推進していく。</p> <p>なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。</p> <p>イ 狩猟</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。</u></p> <p>ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> <p><u>本計画の管理目標を達成するため、既存の市町村による有害捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。</u></p> <p><u>なお、実施計画を策定する上では、市町村との役割分担などを考慮し、事前に関係者と調整を行うよう留意する。</u></p>	<p>の連携を含めた広域的な捕獲が有効であるため、その取組について促進する。</p> <p>県は、このような市町村の捕獲への取組に補助金等により積極的に支援をするとともに、地域の実情を踏まえた被害対策を実施するため、捕獲許可権限の移譲についても推進していく。</p> <p>なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。</p> <p>イ 狩猟による捕獲</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>狩猟による捕獲は、近年1,000頭前後で推移しており、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>法第7条の2第2項第5号の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、事業の実施者等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(以下、「実施計画」という。)に定める。</u></p>	<p>くくりわなの規制解除の追加</p> <p>項目変更 文言修正</p> <p>(削除)</p>
---	--	---

	<p><u>① 事業を実施する必要性</u>  <u>イノシシの捕獲数が増えているにも関わらず、農作物被害金額については高止まりの状況にある。このため、本計画の管理目標である被害金額・被害面積の低減に向けて、既存の市町村による有害捕獲に加え、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。この際には、市町村との役割分担などを考慮し実施区域等について調整を行うよう留意する。</u></p> <p><u>② 実施期間</u>  <u>実施期間については、原則1年以内とし、実施区域の実情に応じて適切な期間で設定するものとし、必要に応じて年度を越えた対応も可能とする。</u></p> <p><u>③ 実施区域</u>  <u>実施区域については、イノシシが生息する地域とし、具体的には実施計画において定める。</u></p> <p><u>④ 事業の目標</u>  <u>指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度の評価が可能となるよう具体的な目標の設定を考えており、詳細な事業の目標については実施計画において定める。</u></p> <p><u>⑤ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価</u>  <u>事業の実施方法については、猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法・捕獲個体の処分方法について実施計画に定める。</u>  <u>また、当該事業実施にあたっては、認定鳥獣捕獲等事業者（以下、「認定事業者」という。）の活用など効果的な実施に努める。</u>  <u>なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、実施結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携に努める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>新規項目</p>
--	---	---

(4) 普及啓発及び人材育成

総合的な対策を効果的に実施する上では、正しい情報に基づき被害の低減に有効な対策を確実に実施することが重要である。また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることで効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。

① 普及啓発

ア 事前対策及び初期対応の徹底

イノシシは繁殖力が高く、定着後は急速に生息数が増加するため、早い段階でイノシシの生息を把握し、早期に対策することが重要である。

このため、県や市町村等は、出没が確認されるようになる前に、イノシシの出没をいち早く把握する体制整備を進めるため、その生態や出没した痕跡の見分け方・対策方法を、農家等に普及する。

また、県や市町村等は、分布の初期段階においては、イノシシの出没状況や被害状況を迅速に把握し、早期に対策することが有効なことを、関係機関等に普及することで、対策の体制整備を促進する。

イ 普及啓発教材の作成及び活用

千葉県野生鳥獣対策本部において、捕獲や防護柵の設置・維持管理等のイノシシ対策に係る普及啓発教材を作成するとともに、関係機関や農家等に活用を促すことで、対策技術の向上を図る。

また、農作物被害を低減するためには、加害個体の捕獲や箱わなで成獣を捕獲することが有効であるが、そのための捕獲技術についても教材の活用等により普及する。

ウ 放獣や飼育イノシシの脱走防止

県や市町村は、イノシシの放獣や飼育個体の脱走により、新たに生息域が拡大しないよう、ホームページやポスター等により啓発する。

⑥ 事業の実施者

千葉県

## ② 人材育成

### ア 地域ぐるみの対策の推進

特に被害防除及び生息環境管理を継続的に実施する上では、地域が一体となって取り組むことが有効である。また、集落単位で捕獲を行い、捕獲にかかる負担を分担することで、継続的な取組が可能となる。

地域ぐるみの対策を実施する上では、地域リーダーの存在が欠かせないことから、地域住民等への研修や現地指導等をとおして地域リーダーの育成を図ることで、地域ぐるみの対策を推進する。

### イ 捕獲の担い手確保

狩猟への意欲を高めるとともに、地域ぐるみの被害対策を実施するため、地域住民を核とした捕獲の担い手を確保し、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。

狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努める。また、狩猟免許所持者の高齢化が進行していることから、若年層等を主な対象とし狩猟について普及・啓発を図ることで、狩猟者の育成・確保に努める。

さらに、免許所持者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、個々の捕獲能力向上に努める。

平成26年度に国が新たに導入した認定鳥獣捕獲等事業者制度についても積極的な活用を図る。

### ウ 関係職員の専門性の向上

県は市町村や農協職員、県出先機関の職員等に対し、イノシシ対策を効果的に実施するための基本的な考え方や、具体的な被害対策手法について研修を行うことにより、地域一体となったイノシシ対策の推進を図る。

項目変更

6(4)普及啓

<p>7 その他、管理のために必要な事項</p> <p>6 「<u>目標達成のための方策</u>」のとおり、被害防除、生息環境管理及び<u>個体数管理</u>などの施策を中心に進めるほか、以下のような対策も併せて実施していく。</p>	<p>7 その他<u>第二種特定鳥獣</u>の管理のために必要な事項</p> <p>6 「<u>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</u>」のとおり、被害防除、生息環境管理及び<u>指定管理鳥獣捕獲等事業を含む捕獲</u>などの施策を中心に進めるほか、以下のような対策もあわせて実施していく。</p> <p><u>(1) 対策の普及</u></p> <p><u>地域が、状況に応じた被害対策を主体的に実施できるよう体制強化を促していく。</u></p> <p><u>イノシシの生息域が拡大していることから、被害が起こる前に対策を実施するように、その生態や出没した痕跡の見分け方・対策方法や、生息低密度地域での早期捕獲が有効なことなどを普及する。加えて、地域の出没状況と被害状況の定期的な調査・把握を行うことが、早期対策に有効なことを普及していく。</u></p> <p><u>また、地域の実情に即した被害対策を実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特別措置法」という。）」に基づく被害防止計画を未策定の市町村には、策定を促していく。</u></p> <p><u>さらに、放獣や飼育イノシシの脱走により、新たに生息域が拡大しないよう徹底を図る。</u></p> <p><u>(2) 捕獲の担い手確保</u></p> <p><u>狩猟への意欲を高めるとともに、地域ぐるみでの被害対策を実施するため、地域の人を核とした捕獲の担い手を確保し、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。</u></p> <p><u>狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努めるとともに、免許所有者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、個々の捕獲能力向上に努める。</u></p> <p><u>なお、認定事業者など新たな捕獲の取組についても活用を図る。</u></p>	<p>発・人材育成に移動</p> <p>6 (4) 普及啓発・人材育成に移動</p> <p>項目番号の修正</p> <p>文言修正</p>
---	---	---



<p><u>(4) モニタリング等の調査研究</u></p> <p>本県のイノシシを科学的・計画的に管理していくためには、<u>長期にわたるモニタリング調査が必要であるため、捕獲状況及び捕獲個体並びに被害状況について継続的に調査し、その動向を把握する。</u></p> <p><u>なお、イノシシは生態に関する知見が限られており、全国的に生息数推定法が確立されていないが、近年、階層ベイズ法によるイノシシの生息数推定が行われ始めている。このため、モニタリングデータを蓄積した上で、それらのデータを活用し階層ベイズ法による生息数推定を実施し、生息数の動向について把握する。</u></p> <p><u>各種のモニタリング調査により現況を把握するとともに、随時、管理方法を見直す。</u></p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を行う。</p> <p>【計画策定時に行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>集落アンケート</u></li> <li>・ 実施したモニタリングの資料分析・総まとめ</li> </ul> <p>【毎年行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲実態の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重</li> </ul> </li> <li>・ CPUE（捕獲努力量：一人が一日あたり何頭のイノシシを捕獲したか）</li> <li>・ SPUE（目撃効率：一人が一日あたり何頭のイノシシを目撃したか）</li> <li>・ 農作物の被害 <u>金額・面積</u></li> </ul> <p>【検討すべき調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胎子数の調査、齢査定等</li> <li>・ イノシシ（野生鳥獣）の感染症問題にかかる情報収集</li> </ul>	<p><u>(5) モニタリング等の調査研究</u></p> <p><u>イノシシの生態や生息状況については未解明な部分が多く、その調査手法が確立されていないことから、本県のイノシシを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたって生息数や個体の状況について調査し、その動向を把握していくことが重要である。</u></p> <p><u>今後、長期的にデータを整理しつつ、モニタリング調査により得られた結果を、次期の管理計画に活用する。</u></p> <p>① モニタリングの項目</p> <p>以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を行う。</p> <p>【計画策定時に行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>毎年</u>実施したモニタリングの資料分析・総まとめ</li> </ul> <p>【毎年行う内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲実態の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重</li> </ul> </li> <li>・ CPUE（捕獲努力量：一人が一日あたり何頭のイノシシを捕獲したか）</li> <li>・ SPUE（目撃効率：一日に目撃したイノシシの頭数の平均）</li> <li>・ 農作物の被害 <u>状況</u></li> </ul> <p>【検討すべき調査内容（指定管理鳥獣捕獲等事業による調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胎子数の調査、齢査定等</li> <li>・ イノシシ（野生鳥獣）の感染症問題にかかる情報収集</li> </ul>	<p>文言修正</p> <p>モニタリング項目の追加</p> <p>文言修正</p> <p>(削除) 項目番号の修正 文言修正</p>
--	---	---

<p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p>捕獲した個体から得られる様々な情報の蓄積は長期的にイノシシの個体数を管理していく上で必要であることから、県は継続して基礎データの収集に努める。</p> <p>県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体データの収集への協力を求めている。</p> <p><u>(5) 情報公開</u></p> <p><u>計画内容や収集した情報の分析結果等、イノシシ管理に係る情報公開を積極的に</u>行う。また、計画内容やモニタリング調査等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p> <p>8 実施体制</p> <p>(1) 施策の推進体制</p> <p>千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって<u>被害防除</u>、生息環境管理、<u>個体数管理</u>及び資源活用等のイノシシ対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る(表7)。</p> <p>(2) 施策の検証体制</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体・自然保護団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会(以下、「イノシシ小委員会」という。)において、計画に基づき実施された</p>	<p>② 基礎データ収集体制の確立</p> <p>捕獲した個体から得られる様々な情報の蓄積は長期的にイノシシの個体数を管理していく上で必要であることから、県は継続して基礎データの収集に努める。</p> <p>県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体データの収集への協力を求めている。</p> <p><u>(6) その他</u></p> <p>① 情報公開</p> <p><u>野生鳥獣の管理について積極的に</u>情報公開を行う。また、<u>市町村と協力し</u>、計画内容やモニタリング調査等の情報公開を行い、農林業団体、自然保護団体等、広く県民の合意形成を図るよう努める。</p> <p>② <u>フィードバックシステムの確立</u></p> <p><u>管理対策の結果を的確に評価し、次期計画にフィードバックするため、以下のような管理体制を確立させる。</u></p> <p>8 実施体制</p> <p>(1) 施策の推進体制</p> <p>千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって<u>防護</u>、<u>捕獲</u>、生息環境管理及び資源活用等の野生鳥獣対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもと被害対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る(表7)。</p> <p>(2) 施策の検証体制</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体・自然保護団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会(以下、「イノシシ小委員会」という。)において、計画に基づき実施された</p>	<p>(削除)</p> <p>文言修正</p>
--	--	-------------------------

施策の効果を評価・検証する。なお、検証結果を次期計画に反映させるため、イノシシ小委員会を毎年開催する。

表7 関係主体別取組項目

(引用文献)

- 1) 三浦慎吾. 1991.日本産偶蹄類の生活史戦略とその保護管理. 朝日稔・川道武男(編)、現代の哺乳類学, pp.244-273.朝倉書店, 東京
- 2) 松下邦夫. 1978. 小金牧と将軍鹿狩り. 小金牧と将軍御鹿狩, pp. 7-11. 松戸市文化ホール, 松戸
- 3) 鈴木牧. 2014.森林に棲む動物たちの世界. わが国最古の「大学の森」東京大学千葉演習林のすべて, pp.180-192.東京大学演習林出版局, 東京
- 4) 浅田正彦・直井洋司・阿部晴恵・葦澤雄希. 2001.房総半島におけるイノシシ (*Sus scrofa* Linnaeus, 1758) の生息状況. 千葉県立中央博物館自然誌研究報告, 6 (2): 201-207
- 5) 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」(平成11年策定)
- 6) 永田純子・落合啓二. 2009. 千葉県における昭和20年代のイノシシの頭骨をもちいた遺伝解析: 近年のイノシシ個体群との比較. 野生生物保護, 12 (1): 27-32.

施策の効果を評価・検証する。なお、検証結果を次期計画に反映させるため、イノシシ小委員会を毎年開催する。

表7 関係主体別取組項目

(引用文献)

- 1) 三浦慎吾. 1991.日本産偶蹄類の生活史戦略とその保護管理. 朝日稔・川道武男(編)、現代の哺乳類学, pp.244-273.朝倉書店, 東京
- 2) 松下邦夫. 1978. 小金牧と将軍鹿狩り. 小金牧と将軍御鹿狩, pp. 7-11. 松戸市文化ホール, 松戸
- 3) 鈴木牧. 2014.森林に棲む動物たちの世界. わが国最古の「大学の森」東京大学千葉演習林のすべて, pp.180-192.東京大学演習林出版局, 東京
- 4) 浅田正彦・直井洋司・阿部晴恵・葦澤雄希. 2001.房総半島におけるイノシシ (*Sus scrofa* Linnaeus, 1758) の生息状況. 千葉県立中央博物館自然誌研究報告, 6 (2): 201-207
- 5) 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」(平成11年策定)
- 6) 永田純子・落合啓二. 2009. 千葉県における昭和20年代のイノシシの頭骨をもちいた遺伝解析: 近年のイノシシ個体群との比較. 野生生物保護, 12 (1): 27-32.

# 千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の目標達成状況 及び対策の実施状況

## 1 目標達成状況

千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）では、2つの全体目標を掲げており、それぞれの達成状況は以下のとおりである。

### ①被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑える

平成27年度の被害金額はおよそ2億1,000万円、被害面積はおよそ293haと、高止まりの状況が続いており、目標は達成できなかった（図1）。

### ②生息域拡大の防止を図る

平成23年度にイノシシによる農作物被害が発生した市町は22市町であったが、平成27年度に農作物被害が発生した市町は27市町と増加しており、目標は達成できなかった（表1）。

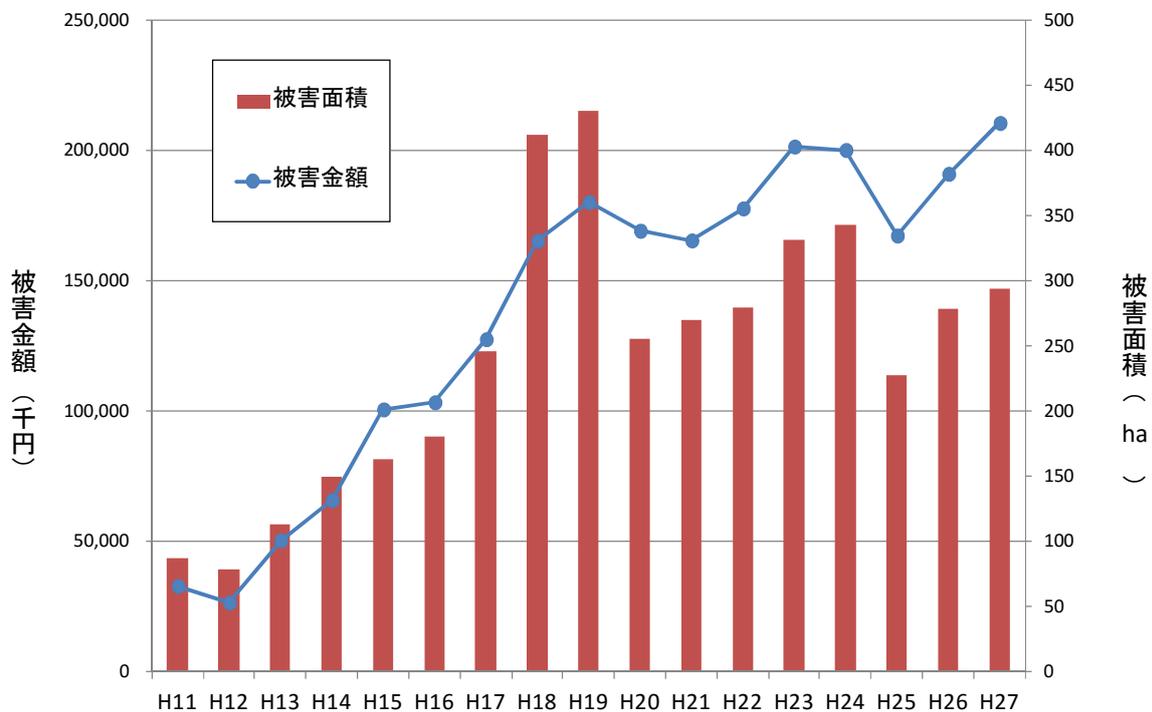


図1 イノシシによる農作物被害の推移

表1 イノシシによる農作物被害が発生した市町村

	H23	H24	H25	H26	H27
千葉市			○	○	○
八千代市			○	○	○
成田市	○	○	○	○	○
佐倉市				○	○
印西市	○	○	○	○	○
多古町				○	
白井市			○		
香取市					○
匝瑳市					○
東金市	○	○	○	○	○
山武市	○	○	○	○	○
県北部計	4	4	7	8	9
市原市	○	○	○	○	○
茂原市	○	○	○	○	○
一宮町	○	○	○		○
睦沢町	○	○	○	○	○
長柄町	○	○	○	○	○
長南町	○	○	○	○	○
勝浦市	○	○	○	○	○
いすみ市	○	○	○	○	○
大多喜町	○	○	○	○	○
御宿町	○	○	○	○	○
館山市	○	○	○	○	○
鴨川市	○	○	○	○	○
南房総市	○	○	○	○	○
鋸南町	○	○	○	○	○
木更津市	○	○	○	○	○
君津市	○	○	○	○	○
富津市	○	○	○	○	○
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○
県中南部計	18	18	18	17	18
合計	22	22	25	25	27

※農地農村振興課による被害状況調査で、イノシシによる被害金額（被害面積）を計上した市町村数。

また、数値目標として、「被害対策地域」「拡大防止地域」「前線地域」の3つの区分ごとに農業被害の目標値を定めているが、いずれの地域でも目標を達成できなかった（表2）。中でも、「前線地域」の被害が急増しているが、これは、数値目標を設定した平成24年（イノシシ対策計画の策定時）時点では「前線地域」であったものの、分布の拡大や個体数の増加に伴い、それらの地域が「拡大防止地域」や「被害対策地域」に移行したものと考えられる。つまり、近年になり被害が拡大した地域では、対策が追いついていない状況を示唆しているものと推察される。

このため、特に近年に被害が急増している地域で、対策を強化する必要がある。

表2 被害軽減目標の達成状況

	被害金額（千円、%）		被害面積（ha、%）	
	目標値 （平成28年度）	現状値 （平成27年度）	目標値 （平成28年度）	現状値 （平成27年度）
被害対策地域	119,489	134,430	201	186.81
拡大防止地域	42,516	48,167	47.15	74.55
前線地域	3,265	24,169	3.32	32.73
合計	165,270	206,766	251.47	294.09

※平成28年度の被害金額及び被害面積を目標値としているが、現状値は平成27年度の数値を用いている。

## 2 対策の実施状況

別紙のとおり

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
6(1)防護柵の設置 (17ページ)	<p>①広域的な防護柵の設置推進</p> <p>②防護柵の維持管理手法や維持管理に係るマニュアル作成及び普及、地域主体の維持管理の促進</p>	<p>①国の交付金の活用により、受益農家3戸以上を条件に、防護柵設置に対し補助を行った。また、3戸要件に満たない場合は、県による補助により防護柵設置を促進した。</p> <p>②防護柵の維持管理に係るマニュアルは作成できなかった。地域主体の維持管理の促進については、平成27年度に「獣害と戦う農村集落づくり事業」を7地区で実施し、集落全体で維持管理する必要性について地元住民に指導するとともに、体制整備を促進した。また、平成27年度に有害獣対策指導員が電気柵の巡回点検を、3,860箇所において実施した。</p>	<p>防護柵の設置については、設置に対する補助を行うことで、柵の設置距離は確実に増加している状況である。一方で、設置した防護柵の維持管理が十分に実施されていない場合があることから、地域ぐるみで維持管理する必要性の普及や、維持管理の体制づくりの支援等とおし、地域主体の維持管理を促進する必要がある。</p>
6(2)生息環境管理 (18ページ)	<p>①生息環境管理に関する被害防止対策の積極的な活用の促進</p> <p>②里山再生に向け、都市住民との共同による取組の推進</p>	<p>①平成27年度に「獣害と戦う農村集落づくり事業」を7地区で実施し、緩衝帯の整備や放棄果樹の伐採を行った。</p> <p>②県有林を活用した森林整備活動を推進する「法人の森協定」の協定数は、平成27年度末時点で13箇所、対象面積は34.12ha。また、土地所有者等と里山活動団体が協定を締結し、それを知事が認定する「里山活動協定認定」の件数は、平成27年度末時点で125件(累積)と着実に増加している。</p>	<p>生息環境管理に係る取組は着実に進展しているものの、左記の事業等による取組の実施範囲は限られることから、これまでの取組を進めるとともに、得られた知見を広く普及する必要がある。</p>
6(3)捕獲の取組 (18ページ)	<p><b>【許可捕獲】</b> ○市町村 ①市町村による許可捕獲は、個体数管理に結びつく、効果的・効率的な捕獲方法や有効な時期に実施</p> <p>②市町村間の連携を含めた広域的な捕獲の促進</p> <p>○県 ③市町村の捕獲の取り組みに対し、補助金等により支援</p> <p>④捕獲許可権限の市町村委譲の推進</p> <p>⑤銃器による捕獲の事故防止対策を市町村に周知徹底</p> <p><b>【狩猟】</b> ⑥狩猟による捕獲数の増加のため、狩猟免許取得者、特にわな猟免許所持者の確保</p> <p>⑦有害鳥獣を捕獲した成績優秀者の表彰</p> <p>⑧狩猟期間中に県職員や鳥獣保護管理員が巡回し、狩猟者に安全指導</p> <p>⑨地元住民への周知、市町村等との連携強化による事故防止</p>	<p>①平成27年度の許可捕獲による捕獲方法は、およそ75%が箱わなによる捕獲であるが、そのうちおよそ半数が幼獣であった。</p> <p>②広域捕獲の実施は、長柄町・長南町・睦沢町が連携し、銃器による広域捕獲を実施した。その他の地域では、広域捕獲は実施していない。</p> <p>③野生獣管理事業により、平成27年度は22市町村に対し、計19,766頭分のイノシシ捕獲に対し助成した。</p> <p>④市町村委譲の推進は図っているものの、委譲を希望する市町村が限られており、委譲が進んでいない。</p> <p>⑤県が策定した「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」を基に、捕獲の主体である市町村が安全対策を図っている。また、平成27年度に有害鳥獣捕獲員研修を11回開催し、有害鳥獣捕獲事業で銃器を使用する1,052名の捕獲員に対し、安全対策に係る研修を実施した。</p> <p>⑥近年、新規免許取得者は増加傾向にある。中でも、わな免許取得者が増加しており、平成27年度の新規取得者のおよそ7割がわな免許である。</p> <p>⑦平成26年度の狩猟については4地域4名に対し、平成27年度の狩猟についても4地域4名に対しそれぞれ表彰した。</p> <p>⑧平成27年度の初猟日に県職員等が各地域の猟場を巡回した。また、狩猟期間中に鳥獣保護管理員がおよそ2,000回(のべ数)巡回した。</p> <p>⑨狩猟の解禁について、HP等を通して周知した。また、事故防止については、「狩猟事故及び事故防止対策会議」を全体で1回、地域振興事務所ごとに計11回開催した。</p>	<p>野生獣管理事業の活用等により、イノシシの捕獲数は増加しているが、被害低減には十分に結びついていないことから、捕獲数だけでなく、捕獲の質について見直す必要がある。</p> <p>特に、農作物被害を低減させるには、被害地周辺での捕獲が有効であることから、被害地周辺での捕獲を促進する必要がある。</p> <p>また、個体数管理を行う上では、成獣を確実に捕獲することが重要なことから、成獣を選択的に捕獲するための捕獲方法や、成獣を捕獲することの重要性を普及する必要がある。</p> <p>免許取得者については、狩猟免許試験の回数を増やしたこと等から、平成27年度に新規取得者が急増した。引き続き、被害対策という観点から、特にわな免許の取得を推進する必要がある。</p>

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
6(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業 (19ページ)	<p>①管理目標の達成のため、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する</p> <p>②市町村との役割分担を考慮し、調整をおこなった上で実施区域を選定する</p> <p>③事業の実施にあたっては、実施計画に実施区域や期間、目標等を定める</p> <p>④事業結果の把握や評価をするための体制整備、必要に応じた研究者との連携</p>	<p>①平成27年度に、イノシシの分布拡大防止及び縮小を目的に、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した。</p> <p>②実施にあたっては、生息状況調査の結果や、地域の関係者と調整した上で、分布の飛び地である成田地域及び外縁部である長生地域を、実施区域に選定した。</p> <p>③目標、実施区域、実施期間、捕獲方法、捕獲規模等を定めた実施計画を策定した。策定した実施計画に基づき、箱わな及びくりわなを用いて、およそ30日間捕獲を実施し、成田地域で3頭、長生地域で9頭、合計で12頭のイノシシを捕獲した。</p> <p>④平成28年度の生息状況調査の結果と平成27年度の捕獲結果を基に、平成27年度の事業評価を実施した。また、イノシシ小委員会を開催し、平成27年度の事業評価(案)や平成28年度の実実施計画(案)について、研究者等の専門家から意見を聴取した。</p>	<p>調査の実施、関係者との調整、実施計画の策定、捕獲の実施、評価と必要な手順を踏み、計画的に事故なく事業を実施することができた。</p> <p>しかしながら、捕獲期間がおよそ30日間と限定的であり、捕獲数も12頭に止まったことから、目的を達成するため、より効果的に事業を実施する必要がある。</p>
7(1) 対策の普及 (20ページ)	<p>①被害発生前の対策促進のため、生態や痕跡の見分け方、対策方法等の普及。</p> <p>②特措法に基づく被害防止計画の策定促進。</p> <p>③放獣や飼育イノシシの脱走防止のための普及・啓発。</p>	<p>①被害対策地域連絡会議において、事前対策及び初期対応について市町村担当者等に普及した。生態や痕跡の見分け方については、十分に普及できなかった。</p> <p>②被害防止計画を策定している市町村は、平成26年度末の45市町から変動はない。</p> <p>③人為的な導入を防ぐための普及・啓発は実施できなかった。</p>	<p>イノシシの分布拡大が急速に進んでいるため、被害発生前や発生直後に素早く対応することが、分布拡大を防止する上で重要である。また、被害を減少させるためには、被害対策の直接的な従事者だけでなく、被害対策を推進する行政職員も正しい知識をもち、効果的な対策を実施することが重要であることから、普及・啓発をより充実させる必要がある。</p>
7(2) 捕獲の担い手確保 (21ページ)	<p>①鳥獣被害対策実施隊及び捕獲隊の設置促進</p> <p>②狩猟免許取得促進事業補助金の活用による、わな猟免許所持者の増加</p> <p>③免許所有者を対象にした捕獲技術向上の研修</p> <p>④認定事業者等の新たな捕獲の取組の活用</p>	<p>①実施隊の数が3市町(平成26年度末)から9市町(平成28年10月現在)に増加した。</p> <p>②10市町の計159人に対し、わな免許取得のための経費補助を行った。わな猟免許所持者が、1865人(平成26年度末)から、2120人(平成27年度末)に増加した。</p> <p>③平成27年度に市町村の有害鳥獣捕獲員17名を対象に、罟技術向上研修を1回実施した。</p> <p>④平成27年度に実施した指定管理鳥獣捕獲等事業において、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲を実施した。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊やわな免許所持者の増加等、捕獲の担い手を増やす取組の成果が出てきている。</p> <p>しかしながら、狩猟免許所持者の総数は減少し続けていることから、引き続き積極的に捕獲の担い手を増やす取組を実施する必要がある。</p>
7(3) 食肉利用 (21ページ)	<p>①肉質調査等の結果を情報提供</p> <p>②衛生的で安全なイノシシ肉の流通促進</p> <p>③処理施設間での情報交換会の開催</p>	<p>①県内処理加工施設で加工されるイノシシ肉については、放射性物質検査を実施し、結果をHPで公開した。</p> <p>②平成27年度に、イノシシを食用肉として処理・販売する者や狩猟者を対象に、イノシシ肉処理衛生管理講習会を1回開催した。また、国の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に「千葉県イノシシ肉に係る衛生管理ガイドライン」の内容を盛り込んだ、「千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」の策定を進めている。</p> <p>③施設処理間での情報交換会は実施できなかった。</p>	<p>左記以外にも、平成28年度に「房総ジビエ活用普及事業」により、飲食店を対象に衛生管理や調理方法の講習会を開催したり、フェアの開催による消費者へのPR等を実施したりと、食肉利用を推進するための取組が積極的に実施された。</p> <p>今後も、放射性物質検査の結果等の積極的な情報提供も含め、安心・安全なイノシシの食肉利用を推進する必要がある。</p>

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づく対策の実施状況

項目	第1次イノシシ管理計画の記述	実施状況	評価
7(5)モニタリング等の調査研究 (21ページ)	①モニタリング項目 【毎年行う内容】 ・捕獲実態の調査 捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重 ・CPUE ・SPUE ・農作物の被害状況 【検討すべき調査内容】 ・胎児数の調査、齢査定等 ・イノシシの感染症問題に係る情報収集  ②基礎データ収集体制の確立	①②「毎年行う内容」については、市町村及び捕獲従事者の協力を得て、情報収集することができた。一方で、「検討すべき調査内容」は実施することができなかった。	基本項目を収集することができたが、データに欠損がある場合が多 数見受けられることから、引き続き市町村や捕獲従事者に対し、捕獲 個体のデータ収集への協力を求める必要がある。 妊娠率については、捕獲報告に基づいて胎児の有無を把握してい るが、正確性に疑義があるため、検証が必要である。 検討すべき調査項目については、収集することができなかったこと から、これらの収集に向け、収集体制等を検討する必要がある。
7(6)その他 (22ページ)	①積極的な情報公開  ②フィードバックシステムの確立	①平成27年度の捕獲状況やSPUEの結果を示した、捕獲状況調査結果報 告を狩猟者に配布した。また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画や捕 獲結果、事業評価についてHPで公開した。  ②8(2)と重複するため、8(2)に統合。	最新の生息状況や捕獲状況等を積極的に公開することで、効率 的・効果的な捕獲につながるるとともに、アンケート調査への協力が得 られやすくなるため、引き続き積極的な情報公開を推進する必要が ある。
8(1)施策の推進体制 (2)施策の検証体制 (23ページ)	①施策の推進体制の整備  ②施策の検証体制の整備	①平成27年度に千葉県野生鳥獣対策本部会議を2回、対策本部幹事会を 1回、野生鳥獣研究チームによる推進会議及び成績検討会を各1回、地域 野生鳥獣対策会議を10回開催し、県・市町村・関係団体が連携した対策を 推進した。また、平成27年度に、地域ぐるみの対策を実施する体制を強化 するため、「鳥獣被害対策地域リーダー育成事業」を3地域で、「獣害と戦う 農村集落づくり事業」を7地区で実施した。  ②指定管理鳥獣捕獲等事業に係るイノシシ小委員会を、平成27年度及び 平成28年度に1回ずつ実施し、委員からの意見を実施計画や事業評価に 反映した。また、生息状況調査を行い、捕獲結果と併せ効果検証を行っ た。	指定管理鳥獣捕獲等事業については、イノシシ小委員会を開催し、 施策の効果を評価・検証することができたが、県全体のイノシシ管理 に対する評価・検証を行う小委員会を開催できなかった。特定の施策 だけでなく、全体的な観点から施策の効果を適宜検証し、必要に応じ 方策を見直す必要がある。

## イノシシ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 18 日（金）  
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室  
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者  
【委員】吉田正人委員（委員長）、小寺祐二委員、加瀬ちひろ委員、  
手塚幸夫委員、坂下正委員、鎌田薫委員、茂木雅宏委員、  
  
【 県 】野溝自然保護課長、廣田副課長（鳥獣対策）、他自然保護課職員
- 4 議 案  
議案第 1 号  
第 2 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の策定に  
ついて
- 5 審議結果  
上記 4 の議案について審議がなされ、原案に修正を加えたうえで別添修正議案に  
より議決された。
- 6 その他  
第 1 号議案については、平成 2 9 年 3 月 1 0 日開催予定の千葉県環境審議会鳥獣  
部会での審議が必要であるため審議結果を報告する。
- 7 主な質疑  
資料 1 対策の実施状況について  
Q 有害獣対策指導員と農業普及員、J A職員は連携して対策できているのか。  
A 有害獣対策指導員は独自に活動しており、連携して対策している状況ではない。  
活動状況の詳細については、関係部署に確認する。  
  
Q 「獣害と戦う事業」等の獣害対策事業のフォローアップが欲しい。アドバイザー  
の派遣事業等を行ってはどうか。  
A 関係部署に意見を伝え、今後の対応について検討する。  
  
Q 今年度、一宮町内の高校の敷地内にイノシシが出没し騒ぎになったと聞いている。  
人的被害が懸念されるので、教育委員会に情報提供する体制を整備する必要が  
ある。

A 県ではイノシシ等による市街地への出没対応マニュアルを作成する予定である。教育機関も含め、関係機関との協力体制を整備し対応する。

Q 捕獲個体の分析については、食肉加工施設で収集したものをサンプリングすれば効率良く実施できるのではないか。

A 有効な方法であるので検討したい。

第2次計画（案）について

Q 「(2) 計画策定の目的」と「(4) 管理の目標」の内容が重複しているのではないか。

A 目的と目標の違いがあり記述内容を若干変えているが、御指摘のとおり重複している部分があるため、書きぶりを見直す。

Q 表6の地域区分について、「前線地域」も捕獲だけでなく総合的な対策が重要であるため、防護柵の設置や生息環境管理に関する記述が必要ではないか。

A 防護柵の設置や生息環境管理の文言を追加する。

Q 表6の地域区分について、「未生息地域」という表現は、警戒心が下がってしまうので改めた方がよい。「未生息地域」は全て「前線地域」にしてもよいくらいである。

A 「未生息地域」の扱いについて再検討する。

Q 「図10 地域区分図」について、東庄町が「前線地域」になっているが、既に親子連れの群れが確認されているので、「拡大防止地域」が適当ではないか。

A 東庄町の担当者に確認の上、区分を再検討する。

Q 被害管理の記述について、「地域の力」という表現をより具体的にするとともに、全体的に内容を充実させるべきではないか。

A 御指摘を踏まえ、記述内容を見直す。

Q 生息環境管理について、里山再生の記述が「都市住民との協働」のみとなっている。「地域の取組」についても記述すべきではないか。

A 御指摘を踏まえ、記述内容を見直す。

Q 普及啓発及び人材育成について、各取組が誰を対象にしているのかを明記すべきではないか。

A できる限り各取組の対象を明記する。

参考資料4 狩猟におけるくくりわなの直径に関する規制について

- Q 長生地域では集落の近くにもくくりわなを設置しており、12cm規制を解除すると、人や猟犬が間違っかかるといった事故が懸念される。また、わなを自作している人がおり、規制を解除すると胴くくりや首くくり等のわなが使用される可能性がある。
- Q 12cm以内でも問題なくイノシシを捕獲することができる。また、径の大きさを広げるよりも、確実に捕獲するための技術を普及することが重要。また、どのようなタイプのくくりわなが使用されているのかを把握すべき。使用するバネのタイプが、跳ね上げ式か締め付け式かにより、事故の危険性も変わってくる。
- A 御意見を踏まえ、12cm規制の解除や緩和の有無について再検討する。

修正箇所については別紙のとおり。

別紙

## 第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）の主な修正箇所

- p 2の「(2) 計画策定の目的」をp 1の「(1) 背景」と統合し、「計画策定の背景及び目的」という項目名に変更するとともに、この項目中に目的を記述。
- p 13表6の「前線地域」の「対策の方向性」に防護柵の設置や生息環境管理の文言を加筆。
- p 13表6の「未生息地域」という表現を「注意地域」に修正。
- p 14図10の東庄町を「前線地域」から「拡大防止地域」に修正。
- p 15「(1) 被害管理」の防護柵設置の記述をより具体的にするとともに、維持管理における県や市町村の役割を加筆。
- p 15「(2) 生息環境管理」の2段落目に「地域住民に対し」という文言を加筆。
- p 16の狩猟におけるくくりわなの輪の直径について、12cmの制限は解除せず、今後の検討事項にするよう修正。
- p 17「(4) 普及啓発及び人材育成」に実施主体や対象を加筆。

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
木更津市	7	5 管理の目標 (1) 現状	地域の環境・住民生活を守ることを中心に据える方が、農作物被害対策を中心とするよりも、地域全体の取り組みに結び付けやすいと考えるため、住宅敷地の掘り返し・交通事故・通学路等への出没などの被害情報の統計も計画に導入していただきたい。	現在、交通事故件数や市街地への出没件数等の生活環境被害の統計情報は収集していませんが、今後、どのような統計情報を収集すべきかを含め、検討してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に検討
千葉県生物学会	17	5 管理の目標 (4) 管理の目標	産業活動への配慮は評価できるが、目標に生態系への影響の軽減が見当たらないため、目標に生物多様性の維持という項目を加えるとより適切な自然環境とバランスのとれたものになるのではと思われる。	イノシシは、ニホンジカと違い生態系への影響に係る報告が限られている獣種ですが、生物多様性の観点から、随時情報収集をしております。	原案のとおり (×)	対応予定
千葉県生物学会	20	6 目標達成のための方策 (1) 被害防除	防護柵の設置が延長し、捕獲数が増加しているにもかかわらず、被害や生息数が年々増加していることは、より具体的な対策と取り組みの強化を期待したい。	イノシシによる農作物被害を減少させるには、捕獲、防護柵の設置、生息環境管理の総合的な対策を推進することとしています。第4次計画では、総合的な対策を実施する上で必要な普及啓発と人材育成の分野を特に強化していきたいと考えています。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内で対応を強化
パブリックコメント	20	6 目標達成のための方策 (1) 被害防除	自分の土地は自分で守るのが原則だが、それが出来なかったから現状がある。実質的に誰がやるのが問題。農家では余力がなく柵の設置までで、捕獲は無理。体力のある複数の専門業者チーム等でないと捕獲は難しい。	「被害防除」は防護柵の設置・維持管理について記述している項目です。御指摘の点については、捕獲にかかる労力を分担する上でも、地域ぐるみの取組を促進してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内で対応を強化
パブリックコメント	20	6 目標達成のための方策 (2) 生息環境管理	どのようなことを誰がやるのか？マンパワー的にも集落の人だけでは対応しきれない。専任チームでの対応が必須。	県・市町村・農家・地域住民・都市住民等、多様な主体が連携した取り組みを推進してまいります。また、認定鳥獣捕獲等事業者も積極的に導入してまいります。	原案のとおり (×)	実施済み
印西市	21	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ①地域区分ごとの方針	【被害対策地域】 「・・・加害個体を確実に捕獲するよう努める。」 上記について、加害個体の確実な捕獲方法を、計画（案）のほかに具体的に示していただきたい。	加害個体を捕獲する上では、農地周辺での捕獲を強化することが重要であり、基本的な考え方を示したものです。 被害対策地域での加害個体の捕獲については、これまでのイノシシの行動に係る研究により、加害個体は山奥ではなく、農地周辺で生活していることがわかっています。 なお、加害個体を確実に捕獲する上では、学習個体を如何に発生させないかが重要です。このため、幼獣だけでなく群れを丸ごと捕獲することの重要性や、そのための方法（蹴り糸の高さの工夫、自動撮影カメラやICT機器の活用）、さらに捕獲効率を上げるポイント等について、県が実施する有害獣捕獲員研修や、現在作成中のわな捕獲マニュアル等を通し普及してまいります。	原案のとおり (×)	—

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
印西市	21	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ①地域区分ごとの方針	【前線地域及び注意地域】 「・・・発見した個体を直ちに捕獲することで、生息域の拡大防止を図る。」 前線地域に広がるイノシシの大半は、捕獲圧の強い地域や侵入防止策のある地域から拡散してきた個体であり、学習している個体であるため、直ちに捕獲することが難しい個体である。永年従事しているハンターであっても、捕獲できない個体があることから、計画（案）を進めていくためにも、県から具体的で効果的な捕獲方法をご教示いただきたい。	前線地域及び注意地域に出没した個体を直ちに捕獲するには、事前にイノシシの出没状況や被害状況を把握するための体制を整備しておくこと、迅速に捕獲を実施できるよう体制を整備しておくことが重要です。一方で、御指摘のとおり、前線地域に出没した個体を捕獲することは容易ではありません。このため、すぐに捕まらない場合には、粘り強く捕獲を継続することも重要です。 県としては、イノシシの最新の分布状況や、前線地域における対応事例について情報提供を図ることで、前線地域や注意地域に該当する市町村における早期の体制整備を促進します。	原案のとおり (×)	—
パブリックコメント	21	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ② 個体数管理の方法 ア 許可捕獲	補助金等は捕獲器材の調達や補修費、人件費補助などへの用途が可能なようにしてほしい。現状は器材調達等で個人負担も結構ある。	市町村等が実施する捕獲等の被害対策に対し補助しており、御指摘の内容についても補助対象としているところです。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	21	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ② 個体数管理の方法 イ 狩猟	イノシシの特徴からして狩猟での捕獲数アップは難しい。箱罟、くくり罟等を主体にするべき。	狩猟免許取得者、特にわな免許取得者の確保に努めてまいります。	原案のとおり (×)	対応済み
芝山町	22	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ②個体数管理の方法 ウ指定管理鳥獣捕獲等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業においても、前線地域を含めた事業対象地域の拡大の検討を願う。	指定管理鳥獣捕獲事業においては、現在、成田地域及び長生地域を対象に、県が主体となりイノシシの捕獲を実施しています。 当面はこれらの地域に注力し成果を出すことが重要であると考えておりますが、対象地域内で実際に捕獲を行う区域の設定にあたっては、最新のイノシシの分布状況等を考慮し、適宜見直す予定です。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	22	6 目標達成のための方策 (3) 個体数管理 ② 個体数管理の方法 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業	この事業を現地で実施するのは誰なのか？	県が認定鳥獣捕獲等事業者に委託し実施いたします。	原案のとおり (×)	—

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
パブリックコメント	22	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ①普及啓発 ア 事前対策及び初期対応の徹底	事前対策とは？初期対応とは？	事前対策については、イノシシの出没が確認される前に、出没をいち早く把握するための体制を整備すること等を指しています。 また、初期対応については、捕獲や防護柵の設置等の対策を早期に実施することを指しています。	原案のとおり (×)	—
パブリックコメント	22	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ①普及啓発 イ 普及啓発教材の作成及び活用	書類だけではダメ。実践器材での現場教育が有効。	地域リーダー育成事業においては、実際の機材を用いた現地研修を実施しているところです。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	22	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ①普及啓発 ウ 放獣や飼育イノシシの脱走防止	将来的にはイノシシ牧場もあり得る。	現状のところ想定しておりません。	原案のとおり (×)	対応しない
パブリックコメント	23	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ②人材育成 ア 地域ぐるみの対策の推進	地域ぐるみの対策はなかなか進まない。過疎化（人口減、高齢化）地域が根源でそこから拡大している。暫くの期間は地域を支援する専門部隊が必要。	地域ぐるみの取組の推進を基本方針としていますが、地域ぐるみの取組が難しい地域の対応については、今後検討してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内で対応を検討
パブリックコメント	23	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ②人材育成 イ 捕獲の担い手確保	今の農家に担い手はいないと考えるべき。担い手は域外からも調達しないと足りない。	地域の実情に応じた捕獲体制の整備を進めてまいります。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	23	6目標達成のための方策 (4)普及啓発及び人材育成 ③人材育成 ウ 関係職員の専門性の向上	どのような専門性なのか？現実的で実務に活かせる内容が必要。	イノシシ等の有害獣の生態や対策に係る専門的な知識の向上を図ります。	原案のとおり (×)	—

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
パブリックコメント	23	7その他管理のために必要な事項 (1) 捕獲されたイノシシの食肉利用	現状は加工施設、作業員、検査機関が不足し、食肉化が進まない。食肉化だけでなく、家畜飼料や肥料等への用途も考えるべき。	県としては食肉利用を推進していますが、ご意見いただいた家畜飼料や肥料等への活用については、どのような課題があるかを含め検討してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に検討
パブリックコメント	24	7その他管理のために必要な事項 (2) 捕獲個体の処理	屠殺作業の精神的苦痛、運搬・埋設作業の重労働を軽減しないと解決しない。重機などを積極的に導入し、作業のスピードアップをさせることも重要。	処理に係る課題を地域と共有し、課題解決のための方策について検討してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に検討
長柄町・睦沢町	24	7その他管理のために必要な事項 (2) 捕獲個体の処理	広域的（県内1か所程度）な焼却施設を設置することにより効率的な処理を行えると考えるため、焼却施設については県での計画をお願いする。	捕獲個体は廃棄物処理法により一般廃棄物に区分されていることから、焼却施設については、市町村が整備するものです。このため、市町村が有害鳥獣専用の焼却施設を整備する場合は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により支援しているところです。また、捕獲個体の処理に係る課題については県としても認識しており、課題を地域と共有し、問題解決のための方策について検討してまいります。	原案のとおり (×)	対応しない
パブリックコメント	24	7その他管理のために必要な事項 (3) 市街地出没への対応体制の整備	現状はただ見ているだけで何もしないし、手出しが出来ない。行政の担当者や警察官が来ても、ただ静観して立ち去るのを見ているだけ。威嚇追放や捕獲などを、専門チーム等で積極的に対処すべき。長生郡市では昼間でも校庭や公園、民家の敷地に入り込み、子供たちに接近している。また、夜間の県道などでクルマとの接触事故も多発している。	市街地出没マニュアルを作成の上、各機関が連携し状況に応じた適切な対応を推進します。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に対応予定
木更津市	24	7その他管理のために必要な事項 (3) 市街地出没への対応体制の整備	イノシシによる被害は多岐に渡り、農業被害はその一部であって、生活被害の危険性を住民が認識しなければ、地域全体の取り組みとするのは難しいと思われるので、この認識について計画の普及啓発事項に加えていただきたい。	県や市町村等が、市街地出没の危険性や出没時の対応を地域住民に周知する必要性について加筆しました。	加筆 (○)	—
パブリックコメント	24	7その他管理のために必要な事項 (4) モニタリング等の調査研究	隣接市町村で連携し、広域を横断的に見ていかないと信頼性のある情報は得られない。	隣接する市町村の出没状況や被害状況については、地域連絡会議等とおし情報共有を図っているところです。	原案のとおり (×)	対応済み

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
芝山町	24	7その他管理のために必要な事項 (4) モニタリング等の調査研究	前線地域での目撃・被害情報を踏まえた監視強化を行い、より精度の高い生息域の把握の検討を願う。	前線地域においては、事前にイノシシの出没状況や被害状況を把握するための体制を整備し、出没した際に迅速に捕獲を実施することが重要です。県としては、イノシシの最新の分布状況や、前線地域における対応事例について情報提供します。また、地域連絡会議等とおし、市町村間の情報共有を図ります。	原案のとおり (×)	対応済み
千葉県自然保護連合	24	7その他管理のために必要な事項 (4) モニタリング等の調査研究	イノシシの推定生息数が分からないため、まずは調査から始めるべき。また計画に基づき対策を実行していただきたい。	第2次計画期間内において、モニタリングを強化し、イノシシの生息数の推定を行うこととしています。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に対応予定
パブリックコメント	25	7その他管理のために必要な事項 (5) 情報公開	情報公開だけでなく、各地域の実務者同士による情報や技術の交換の場が必要。効果のある情報交換などを、定期的に行うのがよい。文書での連絡では理解不足が多々生じる。対話によるコミュニケーションが有効。	地域連絡会議等とおし、地域ごとに関係団体と情報共有を図っているところです。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	25	8実施体制 (1) 施策の推進体制	現場に出て実働する対策本部であって欲しい。イノシシ問題は現場が第一。	対策本部には現場で対応する市町村や関係団体が参画しておりますので、連携して対策を進めてまいります。	原案のとおり (×)	対応済み
パブリックコメント	25	8実施体制 (2) 施策の検証体制	市町村から吸い上げた情報と現場では大きな隔りがある。生息地域、捕獲数、被害額、離農者数など実態の数値はかなり大きい。農村地帯では報告は「面倒くさい」、「適当に言っておけば」が多い。	ご意見を踏まえ、調査方法や検証方法について検討してまいります。	原案のとおり (×)	第2次計画期間内に検討
千葉県生物学会	—	—	生物多様性の影響は全国規模の問題であり、この点では潜在的な「災害」ととらえることができ、国規模での対策補助がなされるよう県としても働きかけることを希望する。	鳥獣による農林水産業・生態系・生活環境への被害は全国的な問題であることから、県としては、課題解決に向けての技術開発・研究等を国に対して要望してまいります。	原案のとおり (×)	対応予定